

TEL 043-241-6121
FAX 043-243-3430
URL <https://www.osmk-ohb.co.jp>
令和 8 年 3 月 1 日
代表社員 石田 洋祐

本年の確定申告業務後の臨時休業は3月13日(金)とさせていただきます。
よろしくお願い申し上げます。

2月8日の衆議院選で大勝した自民党 高市早苗首相は、給付付き税額控除までのつなぎとして2年間の限定措置で飲食料品の消費税率ゼロを目指すとしたましたが、その意味が「非課税」なのか「税率ゼロ」なのかで、消費税計算の結果が変わってくるためどちらなのか注目するところでしたが、これが明らかにされました。

○「非課税」「税率ゼロ」の違い

報道などでも説明がされてきていますので、ご存じの方も多いかと思いますが、消費税は各取引段階の消費税が累積しないよう支払った消費税を控除して納付できるようになっています。

しかし「非課税」とされた場合は前段階の税額が控除できなくなってしまうため、飲食料品を販売した事業者の消費税の納税額が増加し、他方ではその増加した税額を回収するために飲食料品の価格にその増額分は転嫁されることになるため、物価高対策としての意味はあまりないということになると考えられます。



※出典 国税庁ホームページ

これまで、各政党は飲食料品の減税についてのニュースの見出しに「非課税」というワードでの報道はなかったと思います。これは「非課税取引」の弊害について専門家の間では周知のことであり「非課税」はあり得ないということだったのだらうと思います。

○「非課税」なのか「税率ゼロ」なのか

高市早苗首相は2月25日の国会答弁で、飲食料品の消費税を2年間ゼロとする施策に関して、**税率ゼロの「課税取引」**として実施することや、対象は現在軽減税率8%が適用されている取引を想定している旨を明らかにしました。

財源の問題もさることながら、消費税の税率変更は制度設計が複雑で、事業者側のレジの対応などハードルはまだまだたくさんあり、いつ適用されるのか今後の議論を注目していきたいです。